

## 長久手市と愛知県立大学との連携に関する協定書

(目的)

第1条 長久手市（以下「市」という。）と愛知県立大学（以下「大学」という。）とは、相互の発展と充実に資するため、教育や文化の振興、まちづくり、及び生涯学習の推進に係る連携と協力にあたり、協定を締結する。

(連携・協力の事項)

第2条 市及び大学は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 一 教育の振興に関すること。
- 二 まちづくりの推進に係る各種事業や計画に関すること。
- 三 文化の振興に関すること。
- 四 生涯学習の推進に関すること。
- 五 その他、市及び大学が協議して必要と認めること。

(連携・協力の調整)

第3条 市及び大学は、前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する所管部署を定め、必要に応じて協議を実施する。

(有効期間)

第4条 この協定は、平成24年5月10日から発効し、有効期間は1年間とする。ただし、市又は大学のいずれから有効期限満了の日の90日前までに別段の申し出がなされないときは、この協定は自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。


(その他)

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要がある場合は、市と大学が協議するものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、市、大学署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年5月10日

長久手市長

愛知県立大学長